福島再生加速化交付金により設置造成等が行われた基金の規模（処置要求、処置済）

文部科学、農林水産、国土交通各本省等
21億0145万円(指摘金額)
こども家庭庁（厚生労働本省）
793万円(指摘金額)

加速化交付金基金の概要等

- ✓ 国は福島県及び管内市町村等（福島県等）に**福島再生加速化交付金**を交付。そして、帰還・移住等環境整備等の事業は、福島県等が同交付金を原資として設置造成等した**加速化交付金基金**により、**基金型事業**として複数年にわたり実施可能
- ✓ 基金型事業は交付対象事業ごとに各省庁が所管。同一の交付担当大臣が交付する基金型事業間では流用が可能。復興庁は、毎年度、福島県等から提出を受けた報告書（**進捗状況報告**）により、同基金の保有額、個々の基金型事業間の流用及び執行の状況、基金残額等を把握
- ✓ 福島県等は、基金保有額が基金型事業の実施状況等に照らして過大と交付担当大臣が認めた場合、その額を**大臣の指示に従い国庫に返還**しなければならないこととされている。また、各省各庁の長は、基金の廃止時期が到来する前の時点においても、基金の額が過大であるか否かを不断に確認することなどとされている

検査の結果

- ✓ **福島県及び14市町村等の262事業**に係る基金保有額**806億9633万円**（令和4年度末現在）を対象に検査したところ、126事業（4年度末時点の基金残額計66億4267万円）は4年度末までに完了し、事業費に係る同基金の取崩しが終了
- ✓ 上記のうち、文部科学省、厚生労働省(注)、農林水産省及び国土交通省がそれぞれ所管する**5市町村の60事業**の基金残額**計21億0145万円**は、4年度末時点で事業の完了から1年以上が経過し、流用できる継続中の基金型事業がないなど、**使用見込みなし**　(注) 厚生労働省所管分（1事業2億3955万円）は、令和6年4月1日に同省から国土交通省に移管された事務に係るもの
- ✓ 上記基金型事業の所管省は、福島県等における基金保有額が過大となっていないか**十分に確認せず**、5市町村に対して使用する見込みがない基金残額を**国庫へ返還するよう指示せず**
- ✓ 上記60事業（基金残額計21億0145万円）のほか、厚生労働省が所管（5年4月1日以降はこども家庭庁が所管）する**2町村の3事業**の基金残額**計793万円**についても、上記の60事業と同様の状況が見受けられた

要求する処置・当局の処置

- ✓ 復興庁において、基金型事業の所管省庁に対して、進捗状況報告を提供することなどにより個々の基金型事業の執行状況や基金残額の把握に資する**情報を共有**するなどした上で、同基金の保有額が過大となっていないか**確認することなどの必要性**について**周知**するとともに、福島県等に対して、使用見込みのない基金残額の**国庫への返還手続を進めること**について**改めて周知**すること〔**処置要求**〕
- ✓ 使用見込みのない基金残額に係る基金型事業の所管省において、5市町村に対して、使用見込みのない基金残額を**国庫へ返還するように指示**するなどすること〔**処置要求**〕
- ✓ こども家庭庁は、6年3月から4月までの間に、上記の3事業に係る使用見込みのない基金残額計793万円を2町村から**国庫に返還**させることにより、基金の規模を適切なものとする処置を講じた〔**処置済**〕

Copyright©2024　Board of Audit of Japan
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年9月12日の公表文を参照

福島再生加速化交付金により設置造成等が行われた基金の規模（処置要求、処置済）

文部科学、農林水産、国土交通各本省等
21億0145万円(指摘金額)
こども家庭庁（厚生労働本省）
793万円(指摘金額)

加速化交付金基金の概要等

・国は、福島県及び管内市町村等（福島県等）が制度要綱に定める交付対象項目ごとの対象事業から選択して実施する事業に要する費用に対して、**福島再生加速化交付金**を交付。同事業のうち、帰還・移住等環境整備等の3項目の事業は、福島県等が同交付金を原資として設置造成等した**加速化交付金基金**を複数年にわたって取り崩して実施する**基金型事業**により実施可能

・基金型事業は交付対象事業ごとに各省庁が所管。復興庁は、毎年度、福島県等から提出を受けた報告書**（進捗状況報告）**により、同基金の保有額等を把握

・福島県等は、基金保有額が基金型事業の実施状況等に照らして過大と交付担当大臣が認めた場合、その額を大臣の指示に従い国庫に返還しなければならない。また、各省各庁の長は、基金の廃止時期が到来する前の時点においても、基金の額が過大であるか否か不断に確認

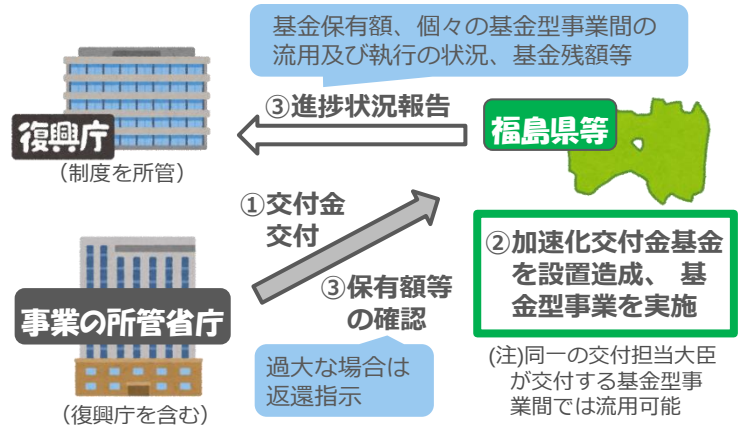

検査の結果

福島県及び14市町村等の262事業に係る基金保有額**806億9633万円**（令和4年度末現在）を対象に検査

＜基金型事業＞

262事業
基金保有額
806億9633万円

4年度末までに事業が完了した
126事業
基金残額
計66億4267万円

継続中の事業

このうち

・文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省(注1)がそれぞれ所管する**5市町村の60事業**　基金残額**計21億0145万円**
・厚生労働省が所管(注2)する**2町村の3事業**　基金残額**計793万円**

➡ 事業完了から1年以上が経過し、流用できる継続中の基金型事業がないなど、**使用見込みなし**

所管省は、福島県等における基金保有額が過大となっていないか**十分に確認せず**、5市町村に対して使用する見込みがない基金残額を**国庫へ返還するよう指示せず**

(注1) 所管別の内訳は、順に26事業8152万円、1事業2億3955万円、14事業7億2217万円、19事業10億5821万円。厚生労働省分は、6年4月1日に同省から国土交通省に移管された事務分
(注2) 5年4月1日以降はこども家庭庁が所管。2町村は上記の5市町村と重複

要求する処置・当局の処置

・復興庁において、基金型事業の所管省庁に対して、進捗状況報告を提供することなどにより個々の基金型事業の執行状況や基金残額の把握に資する**情報を共有**するなどした上で、同基金の保有額が過大となっていないか**確認することなどの必要性**について**周知**するとともに、福島県等に対して、使用見込みのない基金残額の**国庫への返還手続を進めること**について**改めて周知**すること〔**処置要求**〕

・使用見込みのない基金残額に係る基金型事業の所管省において、5市町村に対して、使用見込みのない基金残額を**国庫へ返還するように指示**するなどすること〔**処置要求**〕

・こども家庭庁は、6年3月から4月までの間に、上記の3事業に係る使用見込みのない基金残額計793万円を**国庫に返還**させるなどの処置〔**処置済**〕

Copyright©2024　Board of Audit of Japan
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年9月12日の公表文を参照